

平成 30 年度 神戸医療産業都市クラスター活動助成金 公募要領

※平成 30 年 6 月 20 日 Q&A 集更新

【申請受付期間】

平成 30 年 6 月 1 日（金）～平成 30 年 7 月 6 日（金）必着

【申請書様式の配布】

下記ホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.fbri-kobe.org/cluster/support/jyosei1>

【申請受付・問い合わせ窓口】

窓 口：公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構
 クラスター推進センター 都市運営・広報課

所在地：神戸市中央区港島南町 1 丁目 5-2
 神戸キメックセンタービル 7 階

TEL：078-306-2230

FAX：078-306-0752

メール：kbic-unei@fbri-kobe.org

※申請書の提出は、郵送または持参してください。

※持参する場合は、土曜・日曜を除く 9:00～12:00、
13:00～17:00 にお越しください。

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構

1 目的

神戸医療産業都市の企業・団体等によるクラスター環境の向上や企業・団体間の交流促進の実現に資する活動に対し助成を行うことにより、イノベーションの創出を促進します。

2 概要

(1) 助成対象者

神戸医療産業都市に拠点を有する大学、研究機関、医療機関または企業等の法人もしくは上記法人に所属する従業員により構成されるグループとします。

ただし、営利活動・政治活動・宗教活動を目的とするものを除きます。

(2) 助成対象事業

助成対象者が新たに行う神戸医療産業都市全体の研究・操業環境の向上や構成団体間の交流促進につながると認められる活動を対象とします。

(3) 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象事業の実施に要する経費とします。

※ただし、以下に掲げるものは助成の対象から除外されます。

- ① 飲食にかかる経費（湯茶の提供等、社会通念上認められる範囲のものを除く）
- ② 助成対象者にかかる人件費（謝礼・報酬・旅費を含む）
- ③ 備品購入費等助成事業者の資産形成にかかる経費
- ④ その他助成対象として不適当と判断する経費

(4) 助成金額等

助成金額は、1事業につき20万円を上限とします。

(5) 助成対象事業の実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月末日までとします。

(6) 助成金の交付時期

助成事業が完了し助成金額が確定した後、請求に基づき助成金を交付します。

3 申請方法等

(1) 申請の際に提出していただく書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② グループ構成員名簿（予定）（別記1）
- ③ 収支予算書（別記2）

※提出書類は各1部です。

※指定様式は日本語で作成し、A4版、片面印刷で提出してください。

※その他、必要に応じて追加で書類を提出していただくことがあります。

(2) 交付決定

事業内容や申請額等に関する審査を行い、予算の範囲内で助成金の交付を決定します。

(3) 事業計画の変更（随時）

交付決定後、申請内容に変更が生じた場合（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の20%を超えない場合を除く。）または助成事業を中止する場合は速やかに交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）により申請を行ってください。なお、体制の変更（グループ構成員の追加・変更等）の場合は、助成対象経費の増減額にかかわらず上記申請が必要です。

(4) 事業実績報告書の提出

助成事業完了後10日以内に、次の書類を提出してください。

- ① 事業実績報告書（様式第6号）
- ② グループ構成員名簿（実績）（別記3）
- ③ 収支決算書（別記4）

※収支決算書には助成対象経費の金額を証明する書類と事業の様子が分かる写真を添付してください。

※ その他、必要に応じて追加で書類を提出していただくことがあります。

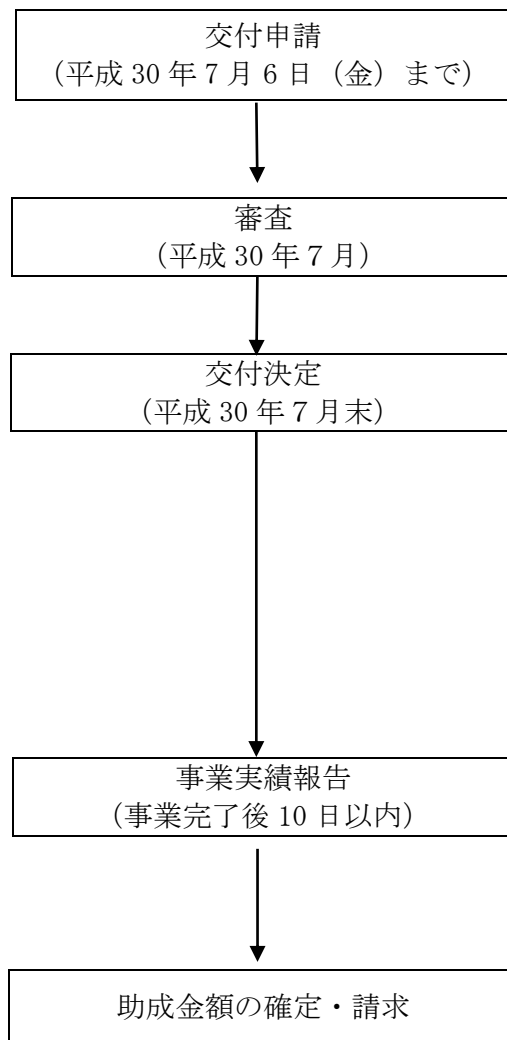
(5) 助成金額の確定及び請求

事業報告書に基づき、助成事業の成果、助成対象経費等の審査を行い、助成金額を確定するとともに確定通知書により通知します。交付決定事業者は、確定通知書を受領後、請求書（様式第8号）を作成し、助成金を請求してください。

(6) その他

- ① 提出された書類はお返ししません。
- ② 当該助成事業に係る帳簿及び書類は、助成期間終了後5年間保存する義務があります。
- ③ 審査の判定内容に関する問い合わせについては応じられません。
- ④ 次の場合は、交付決定の取消や助成金の返還を求める場合があります。
 - ・助成金の申請や助成事業の実施に関して虚偽または不正の事実があるとき
 - ・助成金を助成事業以外に使用したとき
 - ・助成事業の遂行が困難となったとき
 - ・そのほか神戸医療産業都市クラスター活動助成金交付要綱に違反したとき
- ⑤ 本助成金を受けた場合、必要に応じて助成事業の状況についての報告および内容の発表をお願いする場合があります。

4 スケジュール（予定）



神戸医療産業都市クラスター活動助成金 Q & A 集(平成 30 年 6 月 20 日更新)

【 助成対象者について 】

Q 1. 本社が神戸市外でも申請できるか？

A : 神戸医療産業都市（ポートアイランド I 期・II 期）内に拠点を有する場合は申請可能です。

Q 2. 神戸医療産業都市内に拠点を有しない法人に所属する者を構成員として申請できるか？

A : 申請できません。

Q 3. ある法人の従業員のみのグループで申請できるか？

A : 申請できません。2 法人以上から構成される従業員グループで申請してください。

Q 4. 従業員 1 名でも申請できるか？

A : 申請できません。2 名以上のグループで申請してください。

【 助成対象事業について 】

Q 5. 同一の申請者が複数事業を申請できるか？

A : 別事業として明確に区別できる場合は申請可能です。ただし、勉強会としてテーマごとに申請するなどの場合は、審査の結果、一事業として交付決定する場合があります。

Q 追加. 特定の企業・団体（神戸医療産業都市推進機構を含む）との交流事業で申請できるか？

A : 本助成金は、神戸医療産業都市全体の交流促進につながる内容かどうかといった点も審査項目の一つとなりますので、その点を踏まえて申請してください。当機構と実施する事業でも申請可能ですが、当機構（部署、所属する者を含む）が申請者となることはできません。

【 助成対象経費について 】

Q 6. 飲食を伴う交流イベント等の経費は助成対象経費に含まれるか？

A : 講演会や勉強会での湯茶の提供など、社会通念上認められる範囲のものは対象としますが、それ以外の飲食費は原則として対象外です。

Q 7. 研修として招いた外部講師への謝金は助成対象経費に含まれるか？

A : 外部講師への謝礼は助成対象とします。ただし、申請者の従業員等が講師を務める場合は対象外とします。

Q 8. 事例調査のために IC レコーダーやカメラを購入したいが助成対象経費に含まれるか？

A : 含まれません。耐用年数が概ね 1 年を超えると認められるものは備品として扱い、助成対象外とします。

【 追加：交付決定について 】

Q 追加. 審査はどのように行われるのか？

A : 事務局において書類審査（必要に応じてヒアリング）を行う予定です。

Q追加. 何件程度採択されるのか?

A: 交付決定は予算の範囲内で行います。平成 30 年度予算は 100 万円ですので、5 件程度を想定しています。

【 会計について 】

Q 9. 収支決算書に証明書類の添付が必要か?

A: 助成対象経費についてはすべて証明書類が必要です。領収書等金額が確認できる書類がないものについては、助成金の対象外とします。証明書類のほか、事業実施の様子が分かる写真も併せて提出してください。